

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月22日（平成30年（行情）諮問第463号）

答申日：平成31年1月15日（平成30年度（行情）答申第383号）

事件名：特定課が保有する「知的障害（者）の定義 判定手続きが記載されている文書」の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「家庭福祉課にて保有する知的障害（者）の定義 判定手続きが記載されている文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「児童相談所運営指針について」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年7月19日付け厚生労働省発子0719第9号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書の特定に誤りがある。開示請求の内容に対応する文書の開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年6月20日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「家庭福祉課にて保有する知的障害（者）の定義 判定手続きが記載されている文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、平成30年7月30日付け（同月31日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、対象文書の特定誤りを理由とする不服申立てであ

るが、原処分における対象文書の特定は適正に行われており、原処分は審査請求人による開示請求に対して適正かつ誠実に行われているため、本件審査請求は棄却すべきものとする。

### 3 理由

#### (1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求は、「家庭福祉課にて保有する知的障害（者）の定義判定手続きが記載されている文書」である。このため、処分庁においては、「児童相談所運営指針について」（厚生省児童家庭局長発各都道府県知事指定都市市長宛て平成2年3月5日児発第133号。以下同じ。）を本件対象行政文書として特定した。

#### (2) 原処分の妥当性について

子ども家庭局家庭福祉課（以下「家庭福祉課」という。）においては知的障害（者）の定義について記載されている文書を保有しておらず、知的障害（者）の判定手続きについては、保有する行政文書である「児童相談所運営指針について」の中で、児童相談所において行う特別児童扶養手当、療育手帳に係る知的障害の判定について記載がされている。

以上のことから、本件に対する開示は、「児童相談所運営指針について」を示すことが妥当である。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書の特定に誤りがある。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記（2）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

### 4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成30年10月22日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年12月6日     | 審議            |
| ④ 平成31年1月10日  | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、

本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件請求文書は、「家庭福祉課にて保有する知的障害（者）の定義判定手続きが記載されている文書」であり、諮問庁は、理由説明書（上第3の3（2））において、家庭福祉課においては知的障害（者）の定義について記載されている文書を保有しておらず、知的障害（者）の判定手続きについては、本件対象文書を特定した旨説明する。

これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書のうち、知的障害（者）の定義について記載されている文書を保有していないことについて

家庭福祉課の所掌事務は主に、児童の保育及び養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること（障害者の保護に関することを除く。）（厚生労働省組織令10条4項）、児童の福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（障害者の福祉に関すること並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）56条1項の規定による報告の徴収及び検査に関することを除く。）（厚生労働省組織令10条13項）等であり、知的障害（者）については、所掌事務に関するものではなく、同課において、知的障害（者）の定義について記載されている文書は保有していない。

イ 本件請求文書のうち、知的障害（者）の判定手続きが記載されている文書に該当するものとして、本件対象文書を特定したことについて

知的障害（者）の判定手続については、保有する行政文書である「児童相談所運営指針について」の中で、児童相談所において行う特別児童扶養手当及び療育手帳に係る知的障害の判定事務について、手当等の対象となる者、判定の実施等判定手続に関することが記載されており、当該文書を本件対象文書として特定したことは妥当であると考えられる。また、家庭福祉課において、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は保有していない。

なお、児童の保護や虐待の防止等については各自治体の児童相談所が主体となって行っていることから、児童の養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること（障害者の保護に関することを除く）を所掌している家庭福祉課では、所掌事務に必要となるため、本件対象文書を保有しているものである。

(2) 家庭福祉課において知的障害（者）の定義について記載されている文書を保有していないとする上記（1）アの諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを

覆すに足りる事情も認められない。

また、当審査会において、諮問書に添付されている本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書には、特別児童扶養手当及び療育手帳に係る知的障害の判定手続に関することが記載されていることが認められ、本件対象文書を特定したことは妥当であるとする上記（１）イの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

（３）したがって、厚生労働省において本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子